

官報

号外 昭和三十三年九月一日

○第四十二回参議院會議錄第九号

昭和三十三年九月一日(土曜日)

午後五時五十一分開議

議事日程 第九号

昭和三十三年九月一日

午前十時開議

第一 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 通商に関する日本国とニュー・ジラランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 公有林野の整備拡充に関する請願(二件)

第四 傾斜二十度をこえる農地の災害復旧施策に関する請願(二件)

第五 ホップの価格引上げに関する請願(二件)

第六 営農改善資金に対し利子補給措置継続等に関する請願

第七 福岡県の昭和三十三年七月の集中豪雨による農作物等の被害対策に関する請願

第八 福岡県外三県の昭和三十三年七月の集中豪雨による被災漁家救済対策に関する請願

第九 果樹農業の保護育成に関する請願(九件)

第一〇 原料乳の安定基準価格改定等に関する請願

第一一 霞ヶ浦及び北浦における湖岸堤防整備促進に関する請願

第一二 農業構造改善事業に関する請願

第一三 日本酪農講習所の施設近代化に関する請願

第一四 水産物の流通改善及び魚価対策確立に関する請願

第一五 第三次漁港整備事業に関する請願

第一六 農業近代化資金に対する利子補給率増額に関する請願

第一七 農業近代化のための長期低利資金確保等に関する請願(四件)

第一八 国有林野解放に関する法的措置の請願

第一九 青森県の昭和三十三年干害緊急対策事業費国庫助成に関する請願

第二〇 バナナ輸入自由化延期に関する請願(四件)

第二一 海外移住の推進及び援護対策に関する請願

第二二 日ソ近海漁業の安全操業確立に関する請願

第二三 中小企業工場集団化に対する国庫補助融資率引上げの請願

第二四 防犯燈に対する電気料金引下げ等に関する請願

第二五 公共料金値上げ反対に関する請願

第二六 宮崎県日向延岡地域の新産業都市建設促進法適用地域指定に関する請願(三件)

第二七 東京都城北地帯工業用水道の緊急整備に関する請願

第二八 商工会の経営指導員等の補助対象制限撤廃に関する請願

第二九 中小企業団地化資金に関する請願

第三〇 霞ヶ浦放水水路、利根川下流改修工事促進に関する請願

第三一 公営住宅建築基準車価引上げ等に関する請願

第三二 新道路整備五箇年計画改定等に関する請願

第三三 東北自動車道の早期建設に関する請願

第三四 国道一号线拡幅早期実現に関する請願

第三五 一級国道五十一号線等整備促進に関する請願

第三六 一級国道新潟平線中郡山、会津若松両市間道路の改修工事施行に関する請願

第三七 国道十九号線中木曾地区改修工事促進に関する請願(二件)

第三八 主要地方道石岡潮来線等整備促進に関する請願

第三九 恩給法第七十五条第三号に規定する扶助料受給者の特別加給に関する請願(三件)

第四〇 傷病者の増加恩給等は正に関する請願

第四一 恩給法の一部改正に関する請願

第四二 旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願

○本日の會議に付した案件

一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第一 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 通商に関する日本国とニュー・ジラランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、日本放送協會昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、日程第三 乃至第二十の請願

一、日程第二十一 及び第二十二の請願

一、日程第二十三 乃至第二十九の請願

一、日程第三十 乃至第三十八の請願

一、日程第三十九 乃至第四十二の請願

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る八月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松澤 兼人君

[illegible]

今里 廣記

阪田 泰二

鈴木 竹雄

我妻 榮

同日内閣から、左記の者を国家公安委員
員会委員に任命致したので、警察法
第七條第一項の規定に基づき本院の同
意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の高野敏雄の
後任)

名川 保男

同日内閣から、左記の者を商品取引所
審議会会長または、同審議会委員に任
命したので、商品取引所法第三百三
九條第二項の規定に基づき本院の同意
を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十七日任期満了の向井鹿松の
後任、会長)

石黒 武重

(同日任期満了の藤田國之助の後
任、委員)

上林 正矩

(同日任期満了の島剛の後任、委員)

近藤 正文

(八月十七日任期満了による再任、
委員)

日比谷平左衛門

(同日任期満了の石黒武重の後任、
委員)

深見 義一

同日内閣から、左記の者を運輸審議会

委員に任命致したので、運輸省設置
法第九條第一項の規定に基づき本院の
同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十日任期満了による再任)

青柳 一郎

(八月十日任期満了の武田元の後任)

長井 實行

同日内閣から、左記の者を労働保険審
査会委員に任命致したので、労働保
険審査官及び労働保険審査会法第二十
七條第一項の規定に基づき本院の同意
を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十日任期満了による再任)

上山 顯

同日内閣から、左記の者を海外移住審
議会委員に任命致したので国会法第
三十九條但書の規定に基づき本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 二階堂 進

参議院議員 高橋 衛

同日内閣から、左記の者を定額選出審
議会委員に任命致したので国会法第
三十九條但書の規定に基づき本院の議
決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 小林 進

同 中野 四郎

同 中山 榮一

参議院議員 高野 一夫

同 藤原 道子

同日内閣から、左記の者を肥料審議会
委員に任命致したので国会法第三十
九條但書の規定に基づき本院の議決を
求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 白濱 仁吉

参議院議員 北村 暢

同 河野 謙三

同日内閣から、左記の者を国立近代美
術館評議員会評議員に任命致したの
で国会法第三十九條但書の規定に基づ
き本院の議決を求める旨の要求書を受
領した。

記

参議院議員 林屋亀次郎

同日内閣から、左記の者を米価審議会
委員に任命致したので国会法第三十
九條但書の規定に基づき本院の議決を
求める旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 白井 勇

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興
審議会委員に任命致したので国会法
第三十九條但書の規定に基づき本院の
議決を求める旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 小山邦太郎

同 中田 吉雄

本日委員長から左の報告書が提出され
た。

産業投資特別会計法の一部を改正す
る法律案可決報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

日本放送協会昭和三十五年財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに関する説明書議決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の
会議を開きます。

この際、日程に追加して、
産業投資特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)を
議題とすることに御異議ございません
か。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。大蔵委員長長野廣君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

産業投資特別会計法の一部を改正
する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和三十七年八月二十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

産業投資特別会計法の一部を改正
する法律案

産業投資特別会計法の一部を改
正する法律

産業投資特別会計法(昭和二十八
年法律第二百二十二号)の一部を次の
ように改正する。

第一条第二項中「及び第十四項」
を「第十四項及び第十六項」に改
め、同条に次の一項を加える。

3 政府が日本国に対する戦後の経
済援助の処理に関する日本国とア
メリカ合衆国との間の協定に基づ
いて合衆国政府に対して負う債務
は、この会計の負担とする。

第三条中「及び第十四項」を「第
十四項及び第十六項」に改め、「合
計額の下」から千七百六十四億円
及び産業投資特別会計法の一部を
改正する法律(昭和三十七年法律

第 号)附則第二項の規定により
一般会計に帰属する貸付金の元金の
額を控除した額を加える。

第四条中「外貨債又は外貨借入金
の償還金及び利子」の下に「第一
条第三項に規定する債務の元金及び
利子」を加える。

附則中第十六項以下を一項ずつ繰
り下げ、第十五項の次に次の一項を
を加える。

16 政府は、昭和三十七年度におい
て、この会計の投資の財源の一部
に充てるため、一般会計から、二

百三十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則

1 この法律中附則第十五項の次に一項を加える改正規定及びこれに係る改正規定は公布の日から、その他の規定は日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際、産業投資特別会計に属する資産のうち旧連合国軍人等住宅公社に対する貸付金に係る権利は、当該協定の効力発生の際、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律（昭和二十七年法律第四十二号）附則第三項の規定により当該貸付金に係る償還義務を承継した一般会計に帰属するものとする。

〔佐野廣君登壇、拍手〕

○佐野廣君 ただいま議題となりました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

前国会においては、いわゆるガリオア援助債務の最終的処理をはかる「日本国に対する戦後の経済援助の処理に

関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が承認され、また、同協定に基づき対米債務の第一回賦払いにかかる予算、並びに、産業投資特別会計の投資財源とするための一般会計から繰り入れにかかる予算についても承認がなされたのであります。この二点について所要の整備をはかる産業投資特別会計法を改正する法律案は審議未了となりました。

本案は、この前国会の法律案と同じものであります。

改正の第一点は、「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基づいて、政府が合衆国政府に対して負うこととなる債務を、米対日援助見返資金特別会計廃止の際その資産を承継した産業投資特別会計の負担とし、債務の元金四億九千万ドル相当額の千七百六十四億円を資本から債務に振りかえる等の措置を行ない、債務の元利金の支払いを歳出として経理しようとするものであります。

第二点は、産業投資特別会計の昭和三十七年度における日本輸出入銀行等に対する投資財源の一部に充てられた、同年度において二百三十億円を限り、一般会計からこの特別会計に繰り入れができることとしようとするものであります。

本案は、今国会の最重要法案と称せられたものであります。去る八月十

五日、本会議における趣旨説明の後、委員会におきましては、特に慎重を期し、六回にわたり、熱心に政府当局並びに参考人に対し質疑がなされたのであります。

おもなる質疑点を申し上げますと、いわゆるガリオア援助債務を産業投資特別会計で支払うこととした根拠は何か。返済金の使途を明らかにすべきではないか。また、その使途は純粋な経済援助とする確約があるのか。対日援助のアメリカの提示額十九億五千四百

万ドルとわが国の提示額十七億九千五百万ドルはいかに算出されたか。また、両者の間に一億六千万ドル近い開きがありながら、債務額を確定した間の経緯はどうか。昭和二十四年三月以前の貿易の実情、貿易資金特別会計の収支の実情はどうであったか。また、この間の商業物資及び援助物資の売り払い代金千四百九十五億円はいかに消費されたか。SP、BCOFといわれ

る物資の性格、価格の定め方、代価支払いの事情はどうであったか。そのほか、産業投資特別会計及び財政投融資の原資対策、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の原資対策、海運企業対策等でありましたが、その質疑応答の詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、大矢委員より、「第一に、特に昭和二十四年三月以前の貿易や援助の内容が不明確であり、阿波丸請求権の

放棄等から見ても、贈与として受け入れられたものである。第二に、わが国は膨大な占領費を負担しており、また、貿易の実態からしても、債務は支払い済みである。第三に、対米債務の負担は産業投資特別会計の原資不足を招くものである。第四に、対米債務の支払いは、外貨蓄積、国際収支に悪影響を与えものである。第五に、これら特殊債務の支払いは別の会計で行なわれべきである。以上の諸点から本案に反対する。」との意見が述べられ、柴田委員より、「審議の過程において本案の妥当性は明らかにしたところであり、多数国民の感情に沿ひ、また、国際信義を高めるものである。また、投資財源の補充措置は時宜を得たものである等の理由で本案に賛成する。」との意見が述べられ、永末委員より、「ガ

リオアは、戦後の飢饉状態下、アメリカの余剰物資を押し着せでもらったものであり、貿易資金特別会計は、アメリカ占領軍の運用により、その後の見返り資金はその承認の限度で運用され、このような状況下での完全な債務性は認められない。また、これを支払いについても、産業投資特別会計で行なうことは、全く異質のものを含むこととなるので、賠償会計で行なうべきである。審議過程で本案の運用原則が明らかにされず、財政投融資に対する国民の監視が行き届かず、さらに、異質のものの受け入れにより、一そ

うまいにしておそれがある等の理由から、本案に反対する。」との意見が述べられました。

次に、渋谷委員より、「対日援助物資の債務性については、米政府の主張もあり、すでに前国会においてその意思が確定している以上、国際信義を守る上からいっても、また、今後日米間の信頼を高めていかなければならぬ点からいっても、支払いを行なうことは当然である。しかし、その支払い方法については、国民に対し、二重払いの疑義を残さないよう留意すべきである。」との要望を付して賛成意見が述べられ、次に、鈴木委員より、「対日援助を債務と認めて支払うことは、根本的に日本民族の利益に反し、東アジアの平和と安全に本質的な危険性を持つものである。当時の援助は、アメリカの完全な管理貿易下にあり、その代金は貿易上の補給金としてアメリカに吸い上げられ、対日支配強化推進のため資金として利用されたものである等の理由から本案に反対する。」との意見が述べられました。最後に、大竹委員より、「債務性については、アメリカの占領政策の意図から見て、今日なお疑念はあるが、占領下であったこと、また、生きるに精一ぱいであった当時の食糧事情から見て、この援助に対する当時の感謝の気持をすなおに受け取って支払いを行なうことが妥当である。また、日米文化交流を拡大するこ

と及び今後の海運対策について十分な配慮をすることを要望して、本案に賛成する。」との意見が述べられました。かくして討論を終わり、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。柴谷要君。

〔柴谷要君登壇、拍手〕

○柴谷要君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました産業投資特別会計法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。

本法案は、ただいま大蔵委員長の報告のごとく、産業投資特別会計法の一部を改正することによって、さきに成立した「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基づく債務を、産業投資特別会計資金のうち見返資金特別会計からの継続資産の運用益をもって返済せんとするものであります。

私は、この法案の審議にあたり、政府の外交政策に対し重大な疑義を感じて参つたのであります。かつて南ベトナム賠償にあたって、「鶏三羽で二百億」と言われたり、借款として供与すべきタイ特別円問題解決に関する協定を突如として九十六億円の贈与にかえた事実、そして、今また、韓国に対す

る三億ドル、千八十億を支払おうとする態度等々を思い浮べるとき、一体、總理並びに与党の諸君は、貧乏にして忠実なる日本国民の利益を何と心得ているのか。アメリカとその同盟国に対する利益をはかるためには、国民にはなほだしい犠牲を押しつけながら、いわれなき支払い外交を続けるやり方にある状態でありまう。(拍手)それにもかかわらず、今回またもやガリオア・エロア返済協定を締結して、債務性なき援助物資代金四億九千万ドル、邦貨換算千七百六十四億円、利子を加えて五億七千万ドル、二千八十五億円を、産業投資法を改正して、米国に対して支払おうというのであります。

以下、反対理由を申し述べたいと存じます。

まず第一に、本法案改正の前提をなすガリオア・エロア援助の債務性については、積極的にこれを肯定する証明は何一つないという点であります。まず、ガリオア・エロア援助を受けた当初、国民一人一人として無償贈与であることを疑いを持ったものがいたでありまう。さればこそ、家畜や鶏のえさとして与えらるべき食糧に對しても感謝したのであります。国会の無条件の感謝決議が物語っているではありませんか。あの原子爆弾に対する損害賠償や阿波丸請求権を放棄したのも、このような国民感情を背景に行な

われたのであります。また、取引の不可欠の要素であり債務の基礎になる価格の表示すらなかったという事実、援助の総額すら明白なものになかった事実等々は、債務性を否定する有力な根拠でありまう。

總理御自身が、昭和二十四年大蔵大臣当時、ガリオア・エロアが援助か債務かは平和条約によつてきまるとお答えになりました。にもかかわらず、平和条約においては、これを債務とする何らの取りきめがないことは、条約の本文の厳密な解釈と国際法及び国際慣習の原則に従つて判断すれば、あまりにも明瞭であります。したがって、占領終結とともに返済問題も解決済みと見るべきが至当でありまう。本来ガリオア・エロア援助が債務たらずのこととは、当時、日本がアメリカの占領下にあり、絶対権力者と支配者の立場にあったのであります。本来、自由対等の関係にのみ成立することの可能な債権債務の発生之余地なき国際的地位にあったことは重要な点であります。

しかも、ガリオア・エロア援助は、外国地域における占領に關し、アメリカの責任と義務に應ずるため必要な経費の支出であり、碎いていへば、占領地域住民の饑餓や病氣による社会不安と混乱から、占領軍を守るための民生品の最小限度の供給にはかならなかつたのであります。このことは、ヘーグ陸戦法規四十三条を援用するまでもな

く、占領軍の必要と義務に基づく援助であつたことを示すものであります。債務性をいって求めれば、一九四六年七月二十九日、食糧輸入について一般指令に關する總司令部の覚書でありまう。その中に「支払い及び經理の条件を後に決定する」という文言がございます。正しくこれを解決するならば、これが積極的にガリオア・エロア援助の債務性を証立するものでは全くなりません。しかも、この覚書は、講和會議のときまでが少なくとも常識的には有効であつて、講和會議の際に処理するべきであり、自後はその効力を失ふとするのが、きわめて自然の考え方でありまう。さらに阿波丸請求権放棄の際の了解事項において、「占領費並びに日本の降伏のときから米國政府によつて与えられた借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つて

いる有効な債務であり」を理由に債務性を立証しようとするが、借款は、協定を締結し、總額、返済方法を明記したものであり、信用とは延べ払いであり、ガリオア・エロアを対象にした了解事項でないことは明白でありまう。

かくのごとく見て参ります場合、ガリオア・エロア援助を債務だとする何らの根拠はなく、これを裏づけするがごとき発言を、二十八年七月七日、衆議院予算委員会において吉田首相が行なつてゐるのであります。「法的債務

ではないが、独立國民の名譽心から、終戦後の食糧難を救つてもらつた援助は返したい」と言われているのであります。このことによつて債務性が生まれたとするならば、國民と國會は、これに拘束され、義理立てをする理由は全くないのであります。

第二に、かりに百歩譲つて債務性ありとするも、今回このよりな形で返済することは、米國に對して二重払いとなるという不当を免れることはできないと思ひます。昭和二十四年四月二十五日、一本の爲替レートが設置されるまで、また、同年三月末までの日本とアメリカとの輸出入の數字は、連合軍管理下における統計によつて見るも、輸出六億五千万ドル、輸入十七億四千万ドル、うち商業物資輸入五億四千三百萬ドル、援助物資輸入一億九千七百萬ドルであり、通産省の計算は八億四千七百萬ドルとしてゐるのであります。當時は、一本レートではなく、輸出円安、輸入円高の不等価交換が行なわれ、輸出にあつては、一ドルを得るために三百四十円の品物を売り、輸入にあつては一ドルをもつて百六十円相当の品物しか手に入らなかつたのであります。すなわち、米國による日本製品の買いたたきが行なわれ、この結果、米國及び米國商社は、たつぷりもうけたのであります。ひどいものになると、一ドルで六百円の品物が買われたのであります。すな

わち、等価交換が行なわれたとするならば、輸出六億五千万ドルは当然二倍以上に充たれたはずであり、十三億ドル以上となり、輸入十七億四千万ドルは、半分の価値と見れば八億七千万ドル以下となり、差引四億ドル以上の受け取り分が出たはずであります。さらに、われわれは、長い米軍の占領を通じて、終戦処理費として、占領軍維持のために必要な施設及び物資を調達するために、特に朝鮮戦争の必要を満たすために、ポツダム宣言の被占領国として負担する終戦処理費の範囲を越えて、四十七億ドルを負担しているではありませんか。これは援助額の二倍以上の額であります。政府の出した「国の予算」昭和二十六年版の数字をかりて見ると、十四億四千万ドル、邦貨五千二百三億円を支払っている事実こそ、まさに対米二重払いでなくて何でありましょ。

第三に、政府は、債務については非常に忠実でありながら、債権については消極的な態度を持ち続けてきたというところであります。たとえば、昭和二十四年のいわゆるスキューピンによる占領軍家族住宅の二千戸建設の緊急指令に基づく建設費二千万ドル、七十四億九百万円について、それを三分の一に減額されながら、うのみとし、しかもその後無償で貸し与えている事実についても、見のがすわけには参りません。

このような事実を見るならば、今回の返済は二重払いの方向にあることは明瞭であると思うのであります。さらに、そのほか、返済支払いによつて産投会計を圧迫し、財源を窮乏にし、そのために、一般会計より繰り入れなければ、資金需要の盛んな開発銀行、輸銀、農林漁業、中小金融三公庫等の融資源の圧迫を通じて、二重三重の犠牲と負担を国民はしいられるのであります。

本会計は、もとより産業投資の特別会計であります。本会計の資金は、見返り資金の承継資産、緊要物資輸入基金特別会計からの承継資産、一般会計からの繰入金等によつて構成されて、これらの原資とその貸付による元利回収金の運用によりまして行なわれてきたのであります。昭和三十一年度以降は産投会計の機能は出資中心に切りかえられておきますので、おのずから減少しつつあるのであります。また、開銀よりの返済分も、海運の不況、炭鉱関係の焦げつき等で、頭打ちの状態にあります。このとき、本会計に二千八百五十億円の対米債務の支払いを義務づけることは、本会計を構造上より大変革を与えることになり、産業投資の機能を明らかに阻害するものであり、なせ本会計にこのような負担を負わしめるのか、全く理解に苦しむものであります。

第四の反対理由は、今回の返済支払い財源を産投特別会計に求めたことが、特別会計に定めた財政法第十三条の原則を無視した財政会計の秩序を乱すという点であります。産業投資特別会計法第一条は、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資を行うため、設置した旨、明らかに定めているのであります。一体、対日援助物資に対する返済支払いと、第一条の経済再建、産業開発、貿易振興に対する投資と、いかなるかわりがあるものでありましょか。全く異質の歳出を産投会計に持ち込むことによつて、産投会計設置の目的をスポイルするばかりでなく、財政法第十三条二項の「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を

たのであります。昭和三十一年度以降は産投会計の機能は出資中心に切りかえられておきますので、おのずから減少しつつあるのであります。また、開銀よりの返済分も、海運の不況、炭鉱関係の焦げつき等で、頭打ちの状態にあります。このとき、本会計に二千八百五十億円の対米債務の支払いを義務づけることは、本会計を構造上より大変革を与えることになり、産業投資の機能を明らかに阻害するものであり、なせ本会計にこのような負担を負わしめるのか、全く理解に苦しむものであります。

以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとす。」という規定に、明らかに反するのである。財政法秩序破壊の暴挙と言わなければならないのであります。(拍手)政府がかかる措置をあたえてなしたことは、本来債務でないものを債務とし、二重払いを二重払いでないと強弁する立場からであらうが、われわれは、財政憲法ともいふべき財政法に対する、かくも明らかな違反を、許すわけには参らないのであります。政府がどうしてもアメリカに、ガリオア・エロア援助に対する返済をしたいならば、賠償等特別債務処理特別会計によつて支払うべきが、正しい筋であります。かつて、この法律が提案された際の政府代表の答弁の中に、他日ガリオア・エロアを返済するがごとき場合があれば、本会計をもつて処理される旨、明らかにされているのであります。

さらに、英連邦軍の払い下げ物資も、ガリオア・エロアと同質の援助にあるにもかかわらず、一般会計から、あるいは平和回復後処理費ないし賠償等特別債務処理会計からと、猫の目の変わるように、御都合主義、便宜主義が払っているではありませんか。対米債務の二重払いを行ないながら、二重払いの印象だけを避けようとした政府の苦肉の策は、目にあまるものであります。

以上申し上げたごとく、あらゆる角度より検討した結果、産業投資特別会計法の一部を改正する本法案には断じて賛成するわけには参りません。政府は、今こそ勇断をもつて本法案を撤回され、国民の利益を守る政治の正しい姿に戻られるよう、国民の名において強く要求いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。表決は記名投票をもつて行ないます。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) 投票漏れはございませうか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百八票

白色票

百四十票

〔拍手〕

青色票

六十八票

〔拍手〕

よって本案は可決せられました。

〔拍手〕

賛成者(白色票)氏名 百四十名

森 八三二君 渋谷 邦彦君

長谷川 仁君 林 堀君

鬼木 勝利君 石田 次男君

野知 浩之君 園木 登君

大竹平八郎君 鈴木 一弘君

中尾 辰義君 森部 隆輔君

青田源太郎君 赤間 文三君

加賀山之雄君 北條 鶴八君

増原 恵吉君 鈴木 恭一君

堀本 宜実君 奥 むめお君

高瀬在太郎君 柏原 ヤス君

上原 正吉君 古池 信三君

松平 勇雄君 最上 英子君

小林 篤一君 小平 芳平君

岡崎 真一君 三木與吉郎君

村上 義一君 佐藤 尚武君

野田 俊作君 木暮武太夫君

太田 正幸君 笹森 順造君

中上川アキ君 二木 謙吾君

山崎 齊君 丸茂 重貞君

源田 実君 栗原 祐幸君

熊谷太三郎君 久保 勘一君

川野 三曉君 天竺 良吉君

石谷 憲男君 植垣弥一郎君

井川 伊平君 鹿島 俊雄君

村上 春蔵君 仲原 善一君

中野 文門君 豊田 雅孝君

天坊 裕彦君 竹中 恒夫君

鈴木 万平君 西田 信一君

鍋島 直昭君 山下 春江君

武藤 常介君 館 哲二君

佐藤 芳男君 青柳 秀夫君

平島 敏夫君 田中 茂穂君

堀 末治君 藤野 繁雄君

新谷寅三郎君 西郷吉之助君

紅露 みつ君 木内 四郎君

杉原 荒太君 小沢久太郎君

大野木秀次郎君 寺尾 豊君

植竹 春彦君 黒川 武雄君

西川甚五郎君 井野 碩哉君

重政 庸徳君 日高 廣為君

大谷 賛雄君 上林 忠次君

田中 啓一君 野上 進君

温水 三郎君 木島 義夫君

岸田 幸雄君 谷村 貞治君

山本 杉君 川上 為治君

米田 正文君 谷口 慶吉君

徳永 正利君 北島 教真君

金丸 富夫君 前田佳都男君

松野 孝一君 柴田 栄君

大谷藤之助君 江藤 智君

稻浦 鹿蔵君 石井 桂君

吉江 勝保君 堀見 俊二君

井上 清一君 阿村文四郎君

加藤 武徳君 鯛木 亨弘君

小林 武治君 高野 一夫君

吉武 恵市君 高橋 衛君

草葉 隆圓君 石原幹市郎君

小柳 牧衛君 中山 福蔵君

杉浦 武雄君 林屋亀次郎君

那 祐一君 安井 謙君

高橋進太郎君 青木 一男君

鹿島守之助君 木村篤太郎君

野本 品吉君 村山 道雄君

島島徳次郎君 櫻井 志郎君

田中 清一君 佐野 廣君

後藤 義隆君 林田 正治君

横山 フク君 白井 勇君

宮澤 喜一君 斎藤 昇君

下村 定君 湯澤三千男君

反対者(青色票)氏名 六十八名

市川 房枝 矢山 有作君

野々山二三君 柳岡 秋夫君

瀬谷 英行君 稲葉 誠一君

吉田忠三郎君 渡辺 勘吉君

林 虎雄君 豊瀬 禎一君

鶴岡 哲夫君 山本伊三郎君

武内 五郎君 柴谷 要君

小柳 勇君 大矢 正君

占部 秀男君 鈴木 壽君

光村 甚助君 大河原一次君

大和 与一君 大倉 精一君

椿 繁夫君 米田 勲君

田中 一君 藤原 道子君

木村福八郎君 永岡 光治君

松澤 兼人君 阿具根 登君

岩間 正男君 須藤 五郎君

鈴木 市蔵君 小林 武君

松本 賢一君 佐野 芳雄君

杉山善太郎君 高山 恒雄君

中村 順造君 安田 敏雄君

千葉千代世君 永末 英一君

基 政七君 北村 暢君

横川 正市君 鈴木 強君

藤田藤太郎君 相澤 重明君

田上 松衛君 向井 長年君

伊藤 顕道君 秋山 長造君

久保 等君 藤田 進君

加瀬 完君 田畑 金光君

岡 三郎君 成瀬 幡治君

中田 吉雄君 中村 正雄君

村尾 重雄君 千葉 信君

近藤 信一 加藤シツエ君

岡田 宗司君 松本治一郎君

吉田 法晴君 羽生 三七君

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年八月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「電波監理局」を「電波監理局」に改め、同条第二項中

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号 郵政省設置法の一部を改正する法律案

「人事局」を削り、同条に次の一項を加える。

3 電波監理局に放送部、無線通信部及び監視部を置く。

第六條第一項第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 臨時放送関係法制調査会に關すること。

第六條第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とし、第十号を次のように改める。

十一 一般職の職員に給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員のうち政令で定めるものの職階、任免、給与、懲戒、服務その他人事及び教養に關すること。

第六條第一項第十二号の三中「に關すること」の下に「但し、日本電信電話公社に關するものに限る。」を加える。

第六條第二項を削り、同条第三項中「第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号まで」を「前項第十一号に掲げる事務及び同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十三号から第十八号まで」を「同項第十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第三項とする。

第十條の二第十四号中「調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること」を「調査をすること」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二 電波の利用に關する研究及び調査を部外の研究機関に委託すること。

第十條の二に次の三項を加える。

2 放送部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務のうち、放送又は高周波利用設備に係るもの

二 前項第十六号に掲げる事務

三 前項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に係る法令及び事務取扱方法の実施に關するもの

四 前項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帶するもの

3 無線通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 第一項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務のうち、前項第一号に掲げるものの以外のもの

二 第一項第九号に掲げる事務

三 第一項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に係る法令及び事務取扱方法の実施に關するもの

四 第一項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帶するもの

4 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 第一項第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事務

二 第一項第四号に掲げる事務のうち、前号に掲げる事務に係るもの

三 第一項第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げる事務に係る法令及び事務取扱方法の実施に關するもの

四 第一項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帶するもの

四 第一項第二十五号に掲げる事務のうち、前三号に掲げる事務に附帶するもの

第十條の二の次に次の一条を加える。

（人事局の事務）

第十條の三 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に給与、任免、給与、懲戒、服務その他人事及び教養に關すること。但し、大臣官房所掌のものを除く。

二 職員に必要及び採用に關する計画案の取りまとめをすること。

三 職員に必要に關すること。

四 職員に必要に關すること。

五 職員に必要に關すること。

六 職員に必要に關すること。

七 郵政省共済組合に關すること。

八 職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に關すること。

九 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に關すること。但し、大臣官房所掌のものを除く。

十 人事局の所掌事務に關する法令に關すること。

十一 人事局の所掌事務に關する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

十二 人事局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

十三 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、人事に關し、郵政省の権限として法令で定められる事項のうち、他の部局の所掌とされな

十九條第一項の表中

電波技術審議會

臨時放送関係法制調査会

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

臨時放送関係法制調査会

郵政大臣の諮問に應じて、放送に關する法制について検討を加え、關係諸問題を調査審議すること。

第十九條に次の一項を加える。

3 第一項の表に掲げる附屬機關のうち、臨時放送関係法制調査会は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第

号）の施行の日から起算して二年を経過する日まで置かれるものとする。

第二十一條第五項中「電波監理局に次長二人を」を削る。

第二十五條第一項中「三千二百二人を」を「三千三百三人」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第二十五條第一項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

いものを処理すること。

十六 前各号の事務に附帶すること。

第十二條第二項中「並びに第六條第一項第十二号の二及び第十二号の四」を「及び第六條第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に改め、同条第四項中「同条第一項第十二号の二及び第十二号の四」を「同条第一項第十二号の二から第十二号の四まで」に改め、同条第五項の三及び前条」に改め、同条第五項を削る。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

郵政大臣の諮問に應じて電波の技術に關する事項を調査審議すること。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めるの件、

日程第二、通商に関する日本国とニュージーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、

(いずれも衆議院送付)

以上兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長岡崎真一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の

の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年八月三十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めるの件

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等(千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を収録する関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書、歐洲經濟共同体との交換公文及び関税及び貿易に関する一般協定へのイスラエルの加入のための議定書)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議の結果を収録する関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の附屬議定書

関税及び貿易に関する一般協定

(以下「一般協定」という。)の締約

国政府(以下「締約国」という。)

歐洲經濟共同体及びスイス連邦政府

(以下「スイス」という。)は、

一般協定第二十四条六、第二十八

条及び第二十八条の二の規定並びに

關連するその他の規定に従つて千九

百六十年及び千九百六十一年の関税

會議の交渉を行ない、

それぞれの代表者を通じて、次の

とおり協定した。

1 いずれかの締約国に關する附屬

書Aの議許表は、この議定書が當

該締約国について効力を生じた時

から、當該締約国に關する一般協

定の議許表となる。

2 歐洲經濟共同体に關する附屬書

Bの議許表は、この議定書が歐洲

經濟共同体について効力を生じた

時から、歐洲經濟共同体に關する

一般協定の議許表となる。

3 いずれかの締約国、歐洲經濟共

同体又はスイスに關する附屬書C

の議許表は、千九百五十八年十一

月二十二日の関税及び貿易に關す

る一般協定へのスイス連邦の暫定

的加入に關する宣言(以下「千九百

五十八年十一月二十二日のスイス

宣言」という。)

及びこの議定書が

當該締約国、歐洲經濟共同体又は

スイスについて効力を生じた日か

ら、當該締約国、歐洲經濟共同体

又はスイスに關する千九百五十八

年十一月二十二日のスイス宣言の

議許表となる。

4 この議定書の附屬書A又はCの

議許表が、締約国の領域に輸入さ

れるいづれかの産品に關して、千

九百六十年九月一日に當該締約国

に適用されていた議許表に定める

當該産品に關する待遇より不利な

待遇を規定する各場合において

は、この議定書に附屬する議許表

の當該不利な待遇の規定は、この

議定書に附屬する議許表が1又は

3の規定に従つて一般協定の議許

表となる時に、當該従来の議許表

の當該産品に關する規定を終了さ

せる。

5 (a) 一般協定第二条1中協定の

日付に言及する場合において、

これを次のとおり読み替えて、

適用する。

(i) この議定書に附屬している

いづれかの締約国又はスイス

の議許表に定める議許の対象

となつてゐる各産品で千九百

六十年九月一日に當該締約国

又はスイスに關する一般協定の

議許表の同じ部又は同じ節

に定める議許の対象となつて

いなかつたものについては、

この議定書の日付

(ii) 歐洲經濟共同体の議許表に

定める議許の対象となつてゐる

各産品については、當該産

品がベルギー王国、フランス

共和国、ドイツ連邦共和国、

イタリア共和国、ルクセンブ

ルク大公国又はオランダ王国

に輸入される場合には、次の

日付

(I) 當該産品が千九百六十年

九月一日に當該締約国に適

用されてゐた議許表(又は

その議許表の該當する節)

第一部に掲げられていたと

きは、當該産品が最初に掲

げられた文書の日付。ただ

し、當該産品に對する議許

は、當該文書に定める議許

が効力を生じた時から引き

続き効力を有するものでな

ければならない。

(II) 當該産品が千九百六十年

九月一日に前記の議許表

(又はその議許表の該當す

る節)第一部に掲げられて

いなかつたときは、この議

定書の日付

(b) 一般協定第二条6(a)中協定の

日付に言及する場合におい

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を
求めるの件外一件

一三三二

て、この議定書に附属している
議許表については、これをこの
議定書の目付と読み替えて、適
用する。

6 いずれかの締約国、欧州経済共
同体及びスイスは、この議定書に
附属しているその議許表が1、2
又は3の規定に従つて一般協定又
は千九百五十八年十一月二十二日
のスイス宣言の議許表となつた後
には、当該議許表に定める議許で
あつて、この議定書に附属してい
るその議許表がまた一般協定又は
千九百五十八年十一月二十二日の
スイス宣言の議許表となつていな
い締約国、欧州経済共同体又はス
イスとの間で最初にそれについて
の交渉が行なわれたと認めるもの
については、いつでもその全部又
は一部を停止し、又は撤回するこ
とができる。ただし、

(a) この項の規定は、一般協定第
二十八条の二の規定に基づいて
交渉が行なわれた議許について
のみ適用される。

(b) 前記の議許の停止は、その停
止の日の後三十日以内に締約国
団（千九百五十八年十一月二十
二日のスイス宣言の議許表に定
める議許の場合には、同宣言の
当事国）に書面により通知しな
ければならない。

(c) 前記の議許の撤回をしようとする
意思は、撤回しようとする
日の少なくとも三十日前に締約
国団（又は千九百五十八年十一
月二十二日のスイス宣言の当事
国）に書面により通知しなけれ
ばならない。

(d) 要請があつたときは、当該産
品について実質的な利害関係を
有する締約国、欧州経済共同体
又はスイスでその関係議許表が
一般協定又は千九百五十八年十
一月二十二日のスイス宣言の議
許表となつたものと協議しなけ
ればならない。

(e) 前記の議許のうち停止され、
又は撤回されたものは、それに
ついて最初に交渉した締約国、
欧州経済共同体若しくはスイス
の議許表が一般協定若しくは千
九百五十八年十一月二十二日
のスイス宣言の議許表となつ
た日から、又は、おそくとも、
この議定書が当該締約国、欧州
経済共同体若しくはスイスによ
り受諾された日の後三十日目の
日から適用しなければならな
い。

7 (a) この議定書は、締約国団の書
記局長に寄託する。この議定書
は、締約国、欧州経済共同体及

びスイスにより署名その他によ
つて受諾されるため、開放され
る。

(b) 締約国によるこの議定書の受
諾は、当該締約国が次の各文書
の当事国となるための最終的
措置をまだ執つていない場合に
は、当該受諾の際に書記局長に
対して書面によつて別段の通告
を行なわない限り、次の各文書
の当事国となるための最終的措
置を構成する。

- (i) 千九百五十五年三月十日に
ジュネーヴで作成された一般
協定第一部、第二十九条及び
第三十条を改正する議定書
- (ii) 千九百五十五年三月十日
ジュネーヴで作成された一般
協定前文、第二部及び第三部
を改正する議定書
- (iii) 千九百五十五年六月十五日
にジュネーヴで作成された一
般協定のフランス語の本文の
訂正に關する議定書
- (iv) 千九百五十五年十二月三日
にジュネーヴで作成された一
般協定第一部、第二十九条及
び第三十条を改正する議定
書、一般協定前文、第二部及
び第三部を改正する議定書及

び一般協定の機構上の改正に
關する議定書に關する訂正の
調書

- (v) 千九百五十五年十二月三日
にジュネーヴで作成された一
般協定の議許表の本文の訂正
及び修正に關する第五議定書
- (vi) 千九百五十七年四月十一日
にジュネーヴで作成された一
般協定の議許表の本文の訂正
及び修正に關する第六議定書
- (vii) 千九百五十七年十一月三十
日にジュネーヴで作成された一
般協定の議許表の本文の訂正
及び修正に關する第七議定書
- (viii) 千九百五十八年十二月三十
一日にジュネーヴで作成され
た一般協定の第三表（ブラ
ジルの議許表）の作成のため
の交渉に關する議定書
- (ix) 千九百五十九年二月十八日
にジュネーヴで作成された一
般協定の議許表の本文の訂正
及び修正に關する第八議定書
- (x) 千九百五十九年八月十七日
にジュネーヴで作成された一
般協定の議許表の本文の訂正
及び修正に關する第九議定書

8 この議定書は、いずれかの締約
国、欧州経済共同体又はスイスに
ついては、当該締約国、欧州経済

共同体又はスイスがこの議定書を
受諾した日の後三十日目の日又は
受諾の際に書記局長に対して書面
によつて通告する当該受諾後の一
層早い日に効力を生ずる。

9 書記局長は、すみやかに、各締
約国、千九百六十年及び千九百六
十一年の関税會議において一般協
定への加入のために交渉した各政
府、欧州経済共同体、一般協定に
暫定的に加入した各政府並びに一
般協定の締約国と特別の關係を
設定するための文書が効力を生じ
たその他の各政府に対し、この議
定書の認証本を送付し、また7
(a)の規定によるこの議定書の各受
諾及び6 (b)若しくは(c)、7 (b)又は
8の規定による各通知又は各通告
について通告するものとする。

千九百六十二年七月十六日にジュ
ネーヴで、この議定書に附属してい
る議許表に關して別段の定めがある
場合を除きひとしく正文である英語
及びフランス語により、本書一通を
作成した。

オーストラリア連邦のために
オーストリア共和国のために
ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために
ビルマ連邦のために
カンボディア王国のために
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
キューバ共和国のために
チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

デンマーク王国のために
ドミニカ共和国のために
欧州経済共同体のために
フィンランド共和国のために
フランス共和国のために
ドイツ連邦共和国のために
ガーナのために
ギリシャ王国のために
ハイティ共和国のために

インドのために
インドネシア共和国のために
イスラエルのために
イタリア共和国のために
日本国のために
ルクセンブルグ大公国のために
マラヤ連邦のために
オランダ王国のために
ニュー・ジージランドのために

ニカラグア共和国のために
ナイジェリア連邦のために
ノールウェー王国のために
パキスタンのために
ペルーのために
ポルトガル共和国のために
ローデシア・ニアサランド連邦のために
シエラ・レオネのために

南アフリカ共和国のために
スウェーデン王国のために
スイス連邦のために
タンガニカのために
トルコ共和国のために
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国のために
アメリカ合衆国のために
ウルグアイ共和国のために

附屬書 A
締結国の関税譲許表
第三十八表 日本国の譲許表
この譲許表は、英語のみを正文とする。
第一部 最惠国関税率表

関税率表番号	品 名	税 率
〇八〇五のうち	ナット(殻を除いたものを含み、生鮮又は乾燥のものに限るものとし、第〇八〇一号に掲げるものを除く。)	一五%
〇九〇五	四 その他のものうち甘扁桃仁	無税
一八〇四	バナラ豆	九%
二二〇五のうち	カカオ脂	無税
二七二〇のうち	生酒石及びぶどう酒かす	無税
	一 生酒石	
	石油(原油を除く。及び石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。)	
	一 石油(第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。)	

(一) 揮発油		
イ 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む)のうち温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの		一キロリットルにつき 三、〇三三 円
(二) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)		
イ 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		二〇%
ロ その他のものうち流動パラフィン以外のもの		二〇%
ロ その他のものうち切削油、絶縁油及び流動パラフィン以外のもの		二〇%
二 石油製品(石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上で、九五%以下のものに限る。)		
(三) その他のもの		
イ 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		二〇%
ロ その他のものうち潤滑油(液状のものに限る。)		二〇%
ロ その他のものうち潤滑油(液状のものに限るものとし、切削油及び絶縁油を除く。)		二〇%
ペトロラタム(ワセリンを除く。)		一八%
パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラッ		

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号
千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件外一併

二八五〇のち	放射性同位元素	一五%
二九〇二のち	炭化水素のハロゲン化物	無税
二九〇九のち	二のちベンゼンへキサクロリド(BHC)(リンデンを除く)	二〇%
二九一六のち	三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン及びヘキサクロルヘキサヒドロエンド・エキソジメタノナフタリン	二〇%
二九二四のち	五 その他のもの	二〇%
二九二五のち	一・二ジブロム一三クロルプロパン	二〇%
	塩素化テルペン(殺虫用のものに限り)	二〇%
	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	二〇%
	二 その他のもの	二〇%
	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンド・エンドジメタノナフタリン及びヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンド・エキソジメタノナフタリン	二〇%
	塩素化テルペン(殺虫用のものに限り)	二〇%
	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物	二〇%
	一 アルコール酸及びその誘導体	二〇%
	(四) その他のもの	二〇%
	第四アンモニウム塩及び水酸化第四アンモニウム(レシチンその他のホスホアミノリピンを含む)	二〇%
	二 レシチン	二〇%
	アミド官能化合物	二〇%
	五 その他のもの	二〇%
	二九三五のち	複素環式化合物(ヌクレイン酸を含む)
	七 その他のもの	二〇%
	二九四四のち	抗生物質
	三〇〇三のち	二 その他のもの
	三二〇七のち	医薬品(動物用のものを除く)
	三四〇三のち	一 抗生物質製剤
		(二) その他の製剤のうちバイオマイシン製剤
		顔料その他の着色剤(他の号に掲げるものを除く)及び無機のルミノホア
		二 群青
		潤滑剤(油又は脂のみの混合物及び油又は脂をもととした混合物に限るものとし、石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上のものを除く)
		潤滑剤(石油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえるものに限り、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえる切削油及び絶縁油並びにグリースを除く)
		消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他のこれらに類する薬剤(はえ取り紙その他これに類する製品を含むものとし、化学的に単一のものにあつては、小売用の形状又は包装にしたものに限り)
		二 その他のもの
		(三) その他のもの
		トリエタノールアンモニウム二・四・ジニトロ一六(一ニメチルプロピル)フェノラートの製剤
		メタアルデヒドの製剤
		化学薬及び化学工業(類似の工業を含む)による調製品(天然のものみの混合物を含む)並びに当該工業において生ずるかす(他の号に掲げるものを除く)
		三 ナフテン酸
		四 触媒
		(五) その他のもの
		フェノール樹脂(レゾールを含む)、尿素樹脂、ポリエステル樹脂、ポリウレタンその他これらに類する重縮合物及び重附加物並びにシリコーン(変性したものを含む)

二三五

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号 千九百六十年及び千九百六十一年の關稅及び貿易に關する一般協定の關稅會議に關する二議定書等の締結について承認を
求めるの件外一件

二二六

七一二のうち	身辺用細貨類及びその部分品(貴金屬製のもの、貴金屬を張つた金屬製のもの及び貴金屬又はこれを張つた金屬を用いたものに限る。)	二〇%
七一一五のうち	銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの、 眞珠製品、寶石製品、半寶石製品及び眞珠、寶石又は半寶石を用いた製品	三五%
七三二一のうち	二 その他のもののうち身辺用細貨類及びその部分品構造物用に加工した鉄鋼製の棒、板、管その他の建設材料(一部組み立てたものを含むものとし、家庭用、電柱用又は船舶用のものを除く。)	三五%
八三〇七のうち	卑金屬製のランプその他の照明器具(他の号に掲げるものを除く。)	一五%
八四一七のうち	安全燈、シールドホルダー及び電子照明式のものの以外のもので、 加熱、調理、ばい焼、蒸留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他温度変化による方法で材料を処理する機器(電氣加熱式のものと及び理化学用のものを含むものとし、通常家庭用に供するものを除く。)	二〇%
八四二一のうち	湯わかし器 牛乳殺菌機 噴射用、散布用又は噴霧用の機器(手で操作するものを含むものとし、液体用又は粉末用のものに限る。)	一五%
八四二二のうち	二 その他のもののうちニューマチックマシン(キャブスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するものを除く。)	一五%
八四二三のうち	メカニカルショベル、コイルカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーブレードその他の掘削用、ならし用、せん孔用又は採掘用の機械(自走式のものを含むものとし、土壤用その他鉱物用のものを除く。)	一五%
八四二五のうち	ものに限る。、除雪機(除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。)	一五%
八四二七のうち	三 その他のもののうちニューマチックマシン 收穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の選別機及び卵その他の農産物の分類機(第八四二九号に掲げる製粉業に使用する機械を除く。)	一五%
八四三一のうち	ニューマチックマシン 液圧プレス及びその部分品 プレス、破砕機その他の機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する果実を原料とする飲料の製造に使用するものに限る。)	一五%
八四三五のうち	織維素パルプ、紙又は板紙の製造機械(仕上機械を含む。)	一五%
八四四七のうち	二 その他のもののうち製紙機械(仕上機械を除く。)	一五%
八四四八のうち	印刷機(他の号に掲げるものを除く。)	一五%
八四四九のうち	一のうちの印刷機(手動式のものを除く。)	一五%
八四五一のうち	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(第八四四九号に掲げるものを除く。)	一五%
八四五二のうち	木工機械(ワイヤバウンドボックス製造機及び液圧プレスを除く。)	一五%
八四五三のうち	液圧プレス 前三号に掲げる機械の専用の部分品及び附屬品(加工物保持具、ダイヘッド、割出台その他これらに類する物品を含む。)	一五%
八四五四のうち	並びに第八二〇四号、次号又は第八五〇五号に掲げる手工具又は手持工具に用いるツールホルダー	一五%
八四五五のうち	液圧プレス(金屬加工用のものを除く。)	一五%
八四五六のうち	手持工具(電氣式でない原動機を自蔵するもの及びニューマチックツールに限る。)	一五%
八四五七のうち	一のうちのニューマチックマシン タイプライター(計算機を有するものを除く。)	一五%
八四五八のうち	チエックライター 一 タイプライター 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)	一五%
八五五九のうち	三 簿記会計機	一五%

八四五五のうち	四 金銭登録機 前四号に掲げる機器の専用の部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	一五%
八四五六のうち	金銭登録機の部分品 選別機、分離機、洗浄機、粉碎機及び混合機(固形、粉状又はペースト状の土壌その他の鉱物材料の処理に用いるものに限る。)、造塊機、型込機及び成形機(粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、石膏その他の鉱物材料の処理に用いるものに限る。)、並びに鋳物用砂型の製造機械 ニューマチックマシン	一五%
八四五九のうち	機械類(他の号に掲げるものを除く。) 一 プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品のうち 液圧プレス及びその部分品	一五%
八四六三のうち	七 その他の機械類及びその部分品 (一) 機械類のうち ニューマチックマシン 伝動軸、クランク、クランク軸、カム軸、偏心軸、ベアリングハウジング、プレンベアリング、はずみ車、プリー、クラッチ及び軸継手並びに歯車及び歯車列(摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。)	一五%
八五二一のうち	二 その他のものうちモーター式ベアリング 熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、クリスタルダイオード、クリスタルトリオードその他の半導体素子、光電池並びに圧電気結晶素子	一五%
八七〇九のうち	一 熱電子管のうち 受信管(非一般用受信管(高信頼管をいう。))を除く。 二輪自動車及び原動機付きの自転車(サイドカー付きのものを含む。))並びにサイドカー 二輪自動車(機関の気筒容積が九〇一・三立方センチメートル以上のものに限る。)	二五%
九〇〇三のうち	二輪自動車(機関の気筒容積が九〇一・三立方センチメートルに満たないものに限る。)	二〇%
	めがねのわく及び柄並びにこれらの部分品	三〇%
九〇〇七のうち	二 その他のものうち金銀製、セルロイド製又は合成樹脂製のものの以外のもの 写真機及び写真用せん光器具 一 写真機(暗箱を含む。) (二) その他のものうち 小型カメラ(幅が三五ミリメートルのフィルムを使用するものに限る。) 二眼レフカメラ 折りたたみ式カメラ 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)	一五%
九〇一六のうち	二 その他のものうち写真引伸機 製図機器(パンタグラフその他の写図機器を含むものとし、写真測量用の図化機を除く。)、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他の計測用又は試験用の機器(輪かく投影機を含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)	二〇%
九〇二二のうち	二 計測用又は試験用の機器及びその部分品 (一) その他のものうち理化学用のもの(マイクロメーター、キャリパー、レベル、ゲージプロック、直尺、分度器及びマイクロメーターを除く。)	一五%
九〇二八のうち	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機 理化学用のもの 電気式機器及び放射線用機器(測定用、検査用、分析用又は調整用のものに限る。))並びに電気の測定用又は検査用の機器	一五%
九〇二九のうち	一 電気式機器のうち 理化学用のもの(圧力計、高度計、マイクロケータ、速度計及び回転速度計を除く。)	一五%
九二〇一のうち	部分品(第九〇二三号、第九〇二四号又は第九〇二六号から前号までに掲げる機器の専用のものに限る。) 理化学用機器の部分品 ピアノ(自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。)、ハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器及びハープ(エオリアンハープを除く。)	一五%
	ピアノ	二〇%

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号 千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に関する二議定書等の締結について承認を 一三八
求めるの件外一件

九二〇七のうち 電気ピアノ、電気オルガンその他の電気楽器
九二一〇のうち ピアノ
楽器の部分品及び附属品（自動演奏用のせん孔した楽譜

二〇%

及びオルゴールのムーブメントを含む。）並びにメトロ
ノーム、音さ及び調子笛
ピアノの部分品及び附属品

一五%

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

（附属書A中第三十八表以外
の表、附属書B及び附属書C
は省略）

欧州経済共同体との交換公文

（千九百六十年及び千九百六十
一年の関税會議の結果を収録す
る関税及び貿易に関する一般協
定の附属議定書の適用に関する
欧州経済共同体との交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本
使は、千九百六十二年七月十六日に
ジュネーヴで作成された千九百六十
年及び千九百六十一年の関税會議の
結果を収録する議定書に言及し、次
の事項についての日本国の同意を貴
官に通報する光栄を有します。

関税會議第二部において日本国
と欧州経済共同体との間で直接に
交渉が行なわれた関税議事は、そ
れぞれ、日本国によりフランス、
ベルギー、ルクセンブルグ及びオ

ランダに対し、並びにフランス、ベ
ルギー、ルクセンブルグ及びオラ
ンダにより日本国に対し、関税及
び貿易に関する一般協定の議事の
適用に関する規定に従つて適用さ
れる。前記の議事は、前記の議定
書の議事の発効に関する規定に従
つて実施される。

前記の事項についての日本国の同
意は、この書簡に写しが附属してい
る千九百六十一年十一月十七日付け
の交換書簡の内容を変更するものと
はみなされません。

本使は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて貴官に向かつて敬
意を表します。

在ジュネーヴ国際機関
日本政府代表

（特命全權公使 青木盛夫）

関税及び貿易に関する一般
協定の関税會議欧州経済共
同体委員会代表団団長

（Th・C・ハイゼン）殿

（附属一）

（欧州経済共同体側書簡写し）

書簡をもつて啓上いたします。本
官は、貴使及び本官の両代表団の代
表の間で行なわれた會議に引き続い
て、次の事項についての貴使と本官
との間の合意を確認する光栄を有し
ます。

関税會議第二部における要求品

目表の提示又はその後の交渉の開
始は、いかなる場合においても
も、欧州経済共同体の構成国のい
ずれかの政府が一般協定第三十五
条の規定を援用している事実に基づ
いて有する権利を当該政府が放
棄したこと、又は一般協定第三十
五条の規定に関連する協議が行
なわれていることを意味するもの
と解してはならない。この了解
は、法的見地から、この問題に関
係を有する政府の地位を害するも
のではない。

本官は、貴使が前記の点に事項に
ついての貴使の同意を確認されれば
幸いです。

本官は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて貴使に向かつて敬
意を表します。

千九百六十一年十一月十七日
にジュネーヴで

Th・C・ハイゼン

在ジュネーヴ国際
機関日本政府代表

特命全權公使 青木盛夫殿

（附属二）

（日本側書簡写し）

書簡をもつて啓上いたします。本
使は、千九百六十一年十一月十七日
付けの貴官の次の書簡を受領したこ
とを確認する光栄を有します。

本官は、貴使及び本官の両代表
団の代表の間で行なわれた會議に
引き続いて、次の事項についての
貴使と本官との間の合意を確認す
る光栄を有します。

関税會議第二部における要求
品目表の提示又はその後の交渉
の開始は、いかなる場合におい
ても、欧州経済共同体の構成国
のいずれかの政府が一般協定第

三十五条の規定を援用している
事実に基づいて有する権利を当
該政府が放棄したこと、又は一
般協定第三十五条2の規定に関
連する協議が行なわれているこ
とを意味するものと解してはな
らない。この了解は、法的見地か
ら、この問題に關係を有する政
府の地位を害するものではな
い。

本官は、貴使が前記の事項につ
いての貴使の同意を確認されれば
幸いです。

本使は、貴官の前記の書簡の内容
についての本使の同意を貴官に確
認いたします。

本使は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて貴官に向かつて敬
意を表します。

千九百六十一年十一月十七日
にジュネーヴで

在ジュネーヴ国際
機関日本政府代表

特命全權公使 青木盛夫

関税及び貿易に関する一般協定の関税会議欧州経済共同体委員会代表団団長

Th・C・ハイゼン殿

(欧州経済共同体側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百六十二年七月十六日にジュネーヴで作成された千九百六十年及び千九百六十一年の関税会議の結果を収録する議定書に言及し、次の事項についての欧州経済共同体の同意を貴使に通報する光栄を有します。

関税会議第二部において日本国と欧州経済共同体との間で直接に交渉が行なわれた関税議事は、それぞれ、日本国によりフランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダに対し、並びにフランス、ベルギー、ルクセンブルグ及びオランダにより日本国に対し、関税及び貿易に関する一般協定の議定の適用に関する規定に従つて適用される。前記の議事は、前記の議定書の議定の発効に関する規定に従つて実施される。

前記の事項についての欧州経済共同体の同意は、この書簡に写しが附属している千九百六十一年十一月十

七日付けの交換書簡の内容を変更するものとみなされません。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

関税及び貿易に関する一般協定の関税会議欧州経済共同体委員会代表団団長

(Th・C・ハイゼン)

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表

(特命全権公使 青木盛夫殿)

(附属一)

(欧州経済共同体側書簡写し)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、貴使及び本官の両代表団の代表の間で行なわれた会談に引き続き、次の事項についての貴使と本官との間の合意を確認する光栄を有します。

関税会議第二部における要求品目表の提示又はその後の交渉の開始は、いかなる場合においても、欧州経済共同体の構成国のいずれかの政府が一般協定第三十五条の規定を援用している事実に基づいて有する権利を当該政府が放棄したと、又は一般協定第三十五条2の規定に関連する協議が行なわれていることを意味するものと解

してはならない。この了解は、法的見地から、この問題に関係を有する政府の地位を害するものではない。

本官は、貴使が前記の事項についての貴使の同意を確認されれば幸いであります。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴使に向かつて敬意を表します。

千九百六十一年十一月十七日

にジュネーヴで

Th・C・ハイゼン

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表

特命全権公使 青木盛夫殿

(附属二)

(日本側書簡写し)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十一年十一月十七日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本官は、貴使及び本官の両代表団の間で行なわれた会談に引き続き、次の事項についての貴使と本官との間の合意を確認する光栄を有します。

関税会議第二部における要求品目表の提示又はその後の交渉の開始は、いかなる場合におい

ても、欧州経済共同体の構成国のいずれかの政府が一般協定第三十五条の規定を援用している事実に基づいて有する権利を当該政府が放棄したと、又は一般協定第三十五条2の規定に関連する協議が行なわれていることを意味するものと解してはならない。この了解は、法的見地から、この問題に関係を有する政府の地位を害するものではない。

本官は、貴使が前記の事項についての貴使の同意を確認されれば幸いであります。

本使は、貴官の前記の書簡の内容についての本使の同意を貴官に確認いたします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

千九百六十一年十一月十七日

にジュネーヴで

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表

特命全権公使 青木盛夫殿

関税及び貿易に関する一般協定の関税会議欧州経済共同体委員会代表団団長

Th・C・ハイゼン殿

関税及び貿易に関する一般協定へのイスラエルの加入のための議定書

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)の締約国政府(以下「締約国」という。)、イスラエル政府(以下「イスラエル」という。)、ポルトガル政府(以下「ポルトガル」という。))及び欧州経済共同体は、

一般協定へのイスラエルの加入のための交渉の結果を考慮して、それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した。

第一部 一般規定

1 イスラエルは、この議定書が9

(a)(i)の規定に従つてイスラエルについて効力を生じた時から、一般協定第三十二条に定義する一般協定の締約国となるものとし、暫定的に、かつ、この議定書の規定に従い、次の規定を適用しなければ

ならない。

(a) 一般協定第一部及び第三部の規定

(b) 一般協定へのイスラエルの暫

定的加入について規定する宣言

の日付である千九百五十九年五

月二十九日に有効なイスラエル

の加入について規定する宣言

の日付である千九百五十九年五

月二十九日に有効なイスラエル

- の法令に反しない最大限度において、一般協定第二部の規定。一般協定第一条に定める義務で第三条の規定に関連するもの及び第二条(b)に定める義務で第六条の規定に関連するものは、この項の規定の適用上、一般協定第二部に属するものとする。
- 2 (a) イスラエルが適用する一般協定の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除き、国際連合貿易雇用會議準備委員会第二会期の最終文書に附属する協定文に含まれている規定で、この議定書の日付の日になくとも部分的に効力を生じている文書で附属書Aに掲げるものにより訂正、改正、補足その他の修正が行なわれた規定とする。ただし、この項の規定は、イスラエルがこれらの文書の規定をその規定が当該文書に定める条件に基づいて効力を生ずる前に適用する旨を約束することを意味するものではない。
- (b) 一般協定第五条6、第七条4 (d)及び第十条3 (c)中協定の日付に言及する場合において、イスラエルについては、これを一般協定へのイスラエルの暫定的加入について規定する宣言の日付である千九百五十九年五月二十九日と読み替えて、適用する。
- 3 第二部 譲許表
いずれかの締約国又はポルトガルに関する附属書Bの譲許表は、この議定書が当該締約国又はポルトガルについて効力を生じた時から、当該締約国又はポルトガルに関する一般協定の譲許表となる。
- 4 附属書Cの譲許表は、この議定書がイスラエルについて効力を生じた時から、イスラエルに関する一般協定の譲許表となる。
- 5 欧州経済共同体に関する附属書Dの譲許表は、この議定書が欧州経済共同体について効力を生じた時から、欧州経済共同体に関する一般協定の譲許表となる。
- 6 (a) 一般協定第二条1中協定の日付に言及する場合において、これを次のとおり読み替えて、適用する。
(i) この議定書に附属しているイスラエル若しくはポルトガルの譲許表に定める譲許の対象となつていない各産品又はこの議定書に附属しているいずれかの締約国の譲許表に定める譲許の対象となつていない各産品で千九百六十年九月一日に当該締約国に関する一般協定の譲許表の同じ部又は同じ節に定める譲許の対象となつていなかったものについては、この議定書の日付
- (ii) 欧州経済共同体の譲許表に定める譲許の対象となつていない各産品については、当該産品がベルギー王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国又はオランダ王国に輸入される場合には、次の日付
(I) 当該産品が千九百六十年九月一日に当該締約国に適用されていた譲許表(又はその譲許表の該当する節)の第一部に掲げられていたときは、当該産品が最初に掲げられた文書の日付
ただし、当該産品に対する譲許は、当該文書に定める譲許が効力を生じた時から引き継ぎ効力を有するものでなければならぬ。
- (II) 当該産品が千九百六十年九月一日に前記の譲許表(又はその譲許表の該当する節)第一部に掲げられていなかったときは、この議定書の日付
- (b) 一般協定第二条6 (a)中協定の日付に言及する場合において、この議定書に附属している譲許表については、これをこの議定書の日付と読み替えて、適用する。
- 7 イスラエルは、附属書Cの譲許表に定める譲許であつて、この議定書に附属しているその譲許表がまだ一般協定の譲許表となつていない締約国、ポルトガル又は欧州経済共同体との間で最初にそれについての交渉が行なわれたと認められるものについては、いつでもその全部又は一部を停止し、又は撤回することができる。ただし、
(a) 前記の譲許の停止は、その停止の日の後三十日以内に締約国団に書面により通知しなければならない。
- (b) 前記の譲許の撤回をしようとする意思は、撤回しようとする日の少なくとも三十日前に締約国団に書面により通知しなければならない。
- (c) 要請があつたときは、当該産品について実質的な利害関係を有する締約国、ポルトガル又は欧州経済共同体でその関係譲許表が一般協定の譲許表となつたものと協議しなければならない。
- (d) 前記の譲許のうち停止され、又は撤回されたものは、それについて最初に交渉した締約国、ポルトガル若しくは欧州経済共同体の譲許表が一般協定の譲許表となつた日から、又は、おそくとも、この議定書が当該締約国、ポルトガル若しくは欧州経済共同体により受諾された日の後三十日目の日から適用しななければならない。
- 8 (a) この議定書は、締約国団の書

記局長に寄託する。この議定書は、イスラエル、締約国、ポルトガル及び欧州経済共同体により署名その他によつて受諾されるため、開放される。

(b) イスラエルによるこの議定書の受諾は、イスラエルが次の各文書の当事国となるための最終的措施を構成する。

(i) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

(ii) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第五議定書

(iii) 千九百五十七年四月十一日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第六議定書

(iv) 千九百五十七年十一月三十日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第七議定書

(v) 千九百五十八年十二月三十一日にジュネーヴで作成され

た一般協定の新第三表（ブラジルの議許表）の作成のための交渉に関する議定書

(vi) 千九百五十九年二月十八日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第八議定書

(vii) 千九百五十九年八月十七日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第九議定書

9 (a) この議定書は、次の日に効力を生ずる。

(i) イスラエルについては、イスラエルがこの議定書を受諾した日の後三十日目の日

(ii) いずれかの締約国、ポルトガル又は欧州経済共同体がこの議定書を受諾した日の後三十日目の日又は受諾の際に書記局長に対して書面によつて通告する当該受諾後の一層早い日。ただし、いずれかの締約国、ポルトガル又は欧州経済共同体について効力を生ずる日は、イスラエルについて

て効力を生ずる日より早くてはならない。

(b) 1の規定に従つて一般協定の締約国となつたイスラエルは、書記局長に加入書を寄託することにより、この議定書に定める条件で適用があるものに基いて一般協定に加入することができ、その加入は、一般協定が同協定第二十六条の規定に従つて効力を生じた日又は前記の加入書の寄託の日の後三十日目の日のいずれかおそい日に効力を生ずる。この項の規定による一般協定への加入は、同協定第三十二條2の規定の適用上、同協定第二十六條4の規定による同協定の受諾とみなす。

10 イスラエルは、9 (b)の規定による一般協定への加入の前に、一般協定の暫定的適用を撤回することができるとし、その撤回は、書記局長がその撤回の通知を受領した日の後六十日目の日に効力を生ずる。

11 書記局長は、すみやかに、各締約国、イスラエル、千九百六十年及び千九百六十一年の関税會議に

において一般協定への加入のために交渉したその他の各政府、欧州経済共同体、一般協定に暫定的に加入した各政府並びに一般協定の締約国と特別の關係を設定するための文書が効力を生じたその他の各政府に対し、この議定書の認証原本を送付し、また、8 (a)の規定によるこの議定書の各受諾、9 (b)の規定による一般協定へのイスラエルの加入及び7 (a)若しくは(b)、9 (a)又は10の規定による各通知又は各通告について通告するものとする。

千九百六十二年四月六日にジュネーヴで、この議定書に附属している議許表に関して別段の定めがある場合を除きひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために
オーストリア共和国のために
ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために
ビルマ連邦のために
カンボディア王国のために
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
キューバ共和国のために
チェコスロヴァキア社会主義共和国のために
デンマーク王国のために
ドミニカ共和国のために
欧州経済共同体のために
フィンランド共和国のために
フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために	ナイジェリア連邦のために	クレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために	二巻四〇ページから五五ページまで	(セイロンの譲許表)に代わる議定書(同第百三十八巻三四七ページから三七八ページまで)
ガーナのために	ノールウェー王国のために	アメリカ合衆国のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定第二十四条に関する特別議定書(同第六十二巻五六ページから六六ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の修正に関する第一議定書(同第百三十八巻三八二ページから三九七ページまで)
ギリシャ王国のために	パキスタンのために	ウルグアイ共和国のために	千九百四十八年九月十四日にジュネーヴで作成された一般協定第一部及び第二十九巻を修正する議定書(同第十三巻三四四ページから三四五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の修正に関する第三議定書(同第百七巻三一二ページから三七八ページまで)
ハイチ共和国のために	ペルーのために	附属書A 2(a)の規定に基づきイスラエルが適用するように一般協定に訂正、改正、補足その他の修正を行なう文書	千九百四十八年九月十四日にジュネーヴで作成された一般協定第二部及び第二十六巻を修正する議定書(同第六十二巻八〇ページから一一一ページまで)	千九百四十九年十月十日にアヌシーで作成された一般協定への加入の条件に関するアヌシー議定書(同第六十二巻一二三ページから四八九ページまで、同第六十三巻の全部及び同第六十四巻三三ページから四三八ページまで)
インドのために	ポルトガル共和国のために	千九百四十七年十月三十日にジュネーヴで作成された一般協定の暫定的適用に関する議定書(国際連合条約集第五十五巻三〇八ページから三一六ページまで)	千九百四十八年九月十四日にジュネーヴで作成された一般協定の訂正に関する第二議定書(同第六十二巻七四ページから七九ページまで)	千九百五十年四月三日にジュネーヴで作成された一般協定の訂正に関する第四議定書(同第百三十八巻三九八ページから四六五ページまで)
インドネシア共和国のために	ローデシア・ニアサランド連邦のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	千九百五十年十二月十六日にトリケーで作成された一般協定の訂正に関する第五議定書(同第百六十七巻二六五ページから二九四ページまで)
イスラエルのために	シエラ・レオネのために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
イタリア共和国のために	南アフリカ共和国のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
日本国のために	スウェーデン王国のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
ルクセンブルグ大公国のために	スイス連邦のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
マラヤ連邦のために	タンガニカのために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
オランダ王国のために	テニジニア共和国のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
ニュー・ジブランドのために	トルコ共和国のために	千九百四十八年三月二十四日にハヴァナで作成された一般協定の訂正に関する議定書(同第六十二巻二ページから二五ページまで)	千九百四十九年八月十三日にアヌシーで作成された一般協定の第一表(オーストラリアの譲許表)に代わる議定書(同第百七巻八四ページから三一〇ページまで)	
ニカラグア共和国のために				

千九百五十一年四月二十一日に
トーカーで作成された一般協定に關
するトーカー議定書(同第四百十二
卷三四ページから四三六ページま
で、同第四百十三卷から同第四百十
六卷までの全部及び同第四百十七卷
一六二ページから三八九ページま
で)

千九百五十一年十月二十七日に
ジュネーヴで作成された一般協定
の議許表の本文の訂正及び修正に關
する第一議定書(同第四百十六卷二
ページから三八七ページまで)

千九百五十一年十月二十七日に
ジュネーヴで作成された一般協定の
議許の追加(南アフリカ連邦及びド
イツ)に關する第一議定書(同第四百
三十一卷三一六ページから三二四
ページまで)

千九百五十二年十一月八日にジュ
ネーヴで作成された一般協定の議許
表の本文の訂正及び修正に關する第
二議定書(同第四百三十一卷二四五
ページから二六六ページまで)

千九百五十二年十一月二十二日に
インスブルックで作成された一般協
定の議許の追加(オーストリア及び
ドイツ)に關する第二議定書(同第
百七十二卷三四〇ページから三四六
ページまで)

千九百五十三年十月二十四日に
ジュネーヴで作成された一般協定の
議許表の本文の訂正及び修正に關す
る第三議定書(同第四百三十一卷二
六六ページから二八二ページまで)

千九百五十五年三月七日にジュ
ネーヴで作成された一般協定の附屬
書及び議許表の本文の訂正及び修正
に關する第四議定書(同第四百二十
四卷三〇〇ページから三三三ページ
まで)

千九百五十五年三月十日にジュ
ネーヴで作成された一般協定の附屬
書及び議許表の本文の訂正及び修正
に關する第四議定書(同第四百二十
四卷三〇〇ページから三三三ページ
まで)

千九百五十五年六月七日にジュ
ネーヴで作成された一般協定への日
本國の加入条件に關する議定書(同
第四百二十卷一六四ページから三七
九ページまで)

千九百五十五年六月十五日にジュ
ネーヴで作成された一般協定のフラ
ンス語の本文の訂正に關する議定書
(同第四百二十卷一六四ページから三七
九ページまで)

(同第四百五十三卷三二六ページか
ら三三二ページまで)

千九百五十五年七月十五日にジュ
ネーヴで作成された一般協定の議許
の追加(デンマーク及びドイツ連邦
共和國)に關する第三議定書(同第
四百五十卷二九三ページから二九六
ページまで)

千九百五十五年七月十五日にジュ
ネーヴで作成された一般協定の議許
の追加(ドイツ連邦共和國及びノー
ルウェー)に關する第四議定書(同
第四百五十卷二九七ページから
三〇〇ページまで)

千九百五十五年七月十五日にジュ
ネーヴで作成された一般協定の議許
の追加(ドイツ連邦共和國及びス
ウェーデン)に關する第五議定書
(同第四百五十卷三〇一ページから
三二二ページまで)

千九百五十五年十二月三日にジュ
ネーヴで作成された一般協定第一
部、第二十九條及び第三十條を改正
する議定書、一般協定前文、第二部
及び第三部を改正する議定書及び一
般協定の機構上の改正に關する議定
書に關する訂正の調書(同第四百七
十八卷二四六ページから二五八ペー
ジまで)

千九百五十六年五月二十三日に
ジュネーヴで作成された一般協定の
議許の追加に關する第六議定書(同
第四百四十四卷から同第四百六十六
卷までの全部)

千九百五十七年二月十九日にボン
で作成された一般協定の議許の追加
(オーストリア及びドイツ連邦共和
國)に關する第七議定書(同第四百
九卷三六四ページから三七〇ペー
ジまで)

千九百五十七年二月十九日にボン
で作成された一般協定の議許の追加
(オーストリア及びドイツ連邦共和
國)に關する第七議定書(同第四百
九卷三六四ページから三七〇ペー
ジまで)

千九百五十七年二月十九日にボン
で作成された一般協定の議許の追加
(オーストリア及びドイツ連邦共和
國)に關する第七議定書(同第四百
九卷三六四ページから三七〇ペー
ジまで)

第三十八表 日本國の議許表
この議許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

關稅率表番号	品 名	稅 率
三一〇四のうち	カリ肥料(鉀物性肥料及び化學肥料に限る)	無稅
	一 塩化カリウムのうち化學的に精製してないもの	

第二部 特惠關稅率表

該當するものはない。

(附屬書B中第三十八表以外
の表、附屬書C及び附屬書D
は省略)

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

通商に關する日本國とニュー・
ジラランドとの間の協定を改正す
る議定書の締結について承認を求
めるの件
右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税會議に關する二議定書等の締結について承認を求めるの件外一件 議事日程追加の件 日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

二四四

昭和三十七年八月二十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

通商に關する日本国とニュージーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

通商に關する日本国とニュージーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

通商に關する日本国とニュージーランドとの間の協定を改正する議定書

日本国政府及びニュージーランド政府は、

ニュージーランド政府による関税及び貿易に関する一般協定第三十五条の規定の日本国に対する援用の撤回の結果として、千九百五十八年九月九日にウエリントンで署名された通商に關する日本国とニュージーランドとの間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第四条1及び2を削り、次の規定を置く。

この協定のいかなる規定も、いづれか一方の国が関税及び貿易に関する一般協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務については、両国が関税及び貿易に關する一般協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

第二条

協定第五条を削る。

第三条

協定第七条3中「又は第五条3の規定」を削る。

第四条

この議定書は、各政府により批准されなければならない。この議定書は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにウエリントンで行なうものとする。

以上の証拠として、このために正当に委任された両政府の代表者は、この議定書に署名した。

千九百六十二年三月九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小坂善太郎

ニュージーランド政府のために

J R マーシャル

〔岡崎真一君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

○岡崎真一君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、関税及び貿易に關する一般協定關係の議定書は、一昨年九月から本年七月までわが国初め三十五カ国参加のもとにジュネーヴで開催されたガット関税會議の結果を取録したものであります。わが国は、米、欧、州、經、済、共、同、体、ス、エ、ー、デン、及、び、イ、ス、ラ、エ、ル、と、交、渉、した結果、總計九十一品目の譲許を相手国に与え、百一品目の譲許を獲得いたしました。

なお、欧州經濟共同体六カ国のうち、わが国に対しガット三十五条を援用しているフランスなど四カ国とわが国との間でも、譲許を相互に適用することにつき、別途交換公文で規定しております。

次に、日本国とニュージーランドとの間の通商協定の改正議定書は、同国が本年三月わが国に対するガット三十五条の援用を撤回するに至ったため、現行の両国間通商協定に所要の改正を加えたものであります。

委員会は、以上二件に關し慎重審議を行ないましたが、詳細は會議録によつて御承認願いたいと存じます。

八月三十一日、質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) この際、日程に追加して、

日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長伊藤顯道君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

右国会に提出する。

昭和三十七年八月二十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

三七検第一三八号

昭和三十七年三月九日

會計検査院長 芥川 治郎
内閣総理大臣 殿

日本放送協会昭和三十五事業
年度貸借対照表等の回付につ

日本放送協会昭和三十五事業年度

財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の

検査を了したので回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見

はない。

一、昭和三十五年財産目録

昭和三十六年三月三十一日現在

科 目	内		要	金 額	記 算
	摘				
(資産の部)					
流動資産					
現金預金	現 金	小口現金を含む	一六、五七一、三四五 一六、九八五、〇三三 五、六四一、七八五	三、五四二、五七九 一七、二〇七、三六六	
受信料未収金	銀行預金 振替貯金		七七、四七、八二 五、八九四、四〇〇	一八、〇五五、八二 八、八五〇、三四	
委託修理業務用物品	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	受信料未収金の 徴収不能見越額	△ 五、八九四、四〇〇	七〇、五八、〇七一 二九、一七五、八一七	
貯 蔵 品		放送受信用機器 修理業務用物品 生フィルム、印 画紙、事務用品 外		一五、三四、八五六、六〇三	
前払費用		スタジオ及び事 務室借上料外			
その他の流動資産	未 収 金	国際放送関係政 府交付金外 電信電話債券外 建物賃借保証金 外	五五、五〇六、〇八六 五、六、九四三、〇〇〇 八六、八七九、〇〇四		
	有価証券 差入保証金				

固定資産	建物	構築物	機械	器具什器	土地	建設仮勘定	特定資産	減債用放資
差入保証有価証券	保管有価証券	自動車損害賠償支払準備資産	仮払金	減価償却引当金	器具什器	減価償却引当金	減価償却引当金	減債用放資
後納郵便料保証金代用有価証券	集金委託保証預り証券	自動車損害賠償支払準備金の引当資産	諸立替払金外	同上減価償却引当金	楽器・事務用什器外	同上減価償却引当金	同上減価償却引当金	放送債券償還資金積立金
1,001,000	5,000,000	1,110,000	13,731,493	4,908,813	278,051	141,390	141,390	1,761,110
2,999,713	7,646,343	1,951,847	2,666,946	781,239	1,320,939	1,320,939	1,320,939	1,761,110
1,001,000	5,000,000	1,110,000	13,731,493	4,908,813	278,051	141,390	141,390	1,761,110
2,999,713	7,646,343	1,951,847	2,666,946	781,239	1,320,939	1,320,939	1,320,939	1,761,110

昭和三十七年九月一日 参議院會議錄第九号 日本放送協會昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

二四六

繰延勘定	前払費用	放送債券発行差金	資産合計	(負債の部)	流動負債	未払金	受信料前受金	その他の流動負債	前受収益	預り金	預り有価証券	自動車損害賠償支払準備金	仮受金	固定負債	放送債券	長期借入金	負債合計
未経過同合貸借料外	放送債券発行差金未償却額	物品購入代未払金外	三十六年度以降受信料前受金	対部外技術協力経費前受金	集金委託保証金外	集金委託保証有価証券	自動車損害賠償保障法による積立金	源泉徴収所得税外	簡易保険局外								
三九二,四四三.五五	一八,五四八.六六	二五,二八〇.五〇	二六,六四四.二八	八七六,九〇三.〇三	七四四,一〇七,九八八	四六,一五五.四四	一三,一九五.五五	一六,四九二.九五	三,七〇九.九四	三,七〇九.九四	三,七〇九.九四	二,三〇〇.四〇	八四四,七六三.三三	一三,三八一,六七八.〇七	九一五,〇〇〇.〇〇	四,二〇六,六七八.〇七	一四,三三八,五八一,四四〇

二、昭和三十五年度貸借対照表

昭和三十六年三月三十一日現在

借 方		(科 目)	(資 産 の 部)	(金 額)
流動資産				
現金預金		七七,四九七,八元		一,七〇〇,七六三,六五
受信料未収金				
未収受信料欠損引当金		五八,四四二,〇〇〇		一八八,〇五五,八八
委託修理業務用物品				
貯 蔵 品				八,八五〇,三四
前 払 費 用				七〇,五五六,〇二
その他の流動資産				二九,一七五,八七
流動資産合計				一,五二四,八五六,〇三
固定資産				三,五四二,三五七,九八
建物		九六,一五〇,三四九七		七,六四四,六三,四三九
建物減価償却引当金		一,九四六,八九〇,五八		
構築物		二六,八六九,二四六,三四		
構築物減価償却引当金		七八,一七九,八八六		一,九五二,一八四,七三八
機械		一三,二六〇,九三三,九四四		
機械減価償却引当金		四,九八八,八三三,〇〇		八,五三二,一〇〇,七三四
器具什器		二九,〇八五,〇三		
器具什器減価償却引当金		一四,一三九,〇七		一三六,八四六,〇〇〇
土地				二,三〇〇,七九七,九〇〇
建設仮勘定				七,一〇〇,四一〇,四
固定資産合計				三,〇六九,七三三,〇三八
特定資産				一,七八一,三三〇,〇〇〇
減価用放資				
繰延勘定				一八,五四八,六九五
前払費用				

放送債券発行差金	三二八〇、六四〇
繰延勘定合計	二九一、五五五
資産合計	三、六〇六、四四二
貸方	
(科目)	(金額)
流動負債	
未払金	七四、五九八
受信料前受金	四、六五、五五
その他の流動負債	二七、一九五
流動負債合計	八六、九〇三
固定負債	
放送債券	九、一五〇、〇〇〇
長期借入金	四、〇六六、〇六七
固定負債合計	一三、二一六、〇六七
負債合計	二四、五八五、二一〇
資本の部	
資本	七、五二、五三、六四四
積立金	一、七、七四八、六三三

四、昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

果について、その概要を説明すれば、まず、財産目録と貸借対照表では、昭和三十六年三月三十一日現在の資本の部における資本は、七億五、一九五万円、積立金は、一億七、一七五万円、これに対し、資産は、二億六、四六四万円、負債は、一億四、二億五、八五八万円

円で、資産から負債、資本および、積立金を差し引いた当期剰余金は、三、九億、二、三六六万円である。

次に、損益計算書では、事業収入は、三、三、四億、三、五八八万円、事業支出は、二、八、五億、一、三、三、二万円、差引当期剰余金は、三、九億、二、三六六万円となった。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容については、次のとおりである。

一 財産目録と貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末に比し、六、六億、一、一〇五万円

当期剰余金
資本合計
負債資本合計

三、九、二、三六六
二、八、五、一、三、三、二
三、六、〇、六、四四二

三、昭和三十五年度損益計算書

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

事業収入	三、三、四、三、五八八
受信料	三、三、四、三、五八八
交付金収入	二、八、五、一、三、三、二
雑収入	二、九、二、三、七三
事業収入合計	三、三、四、三、五八八
事業支出	
事業費	二、八、五、一、三、三、二
減価償却費	二、七、三、八、六、一八
関連経費	二、〇、四、七、四三
事業支出合計	二、八、五、一、三、三、二
当期剰余金	三、九、二、三、六六六

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号 日本放送協会昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

として、現金預金、差入保証金、有価証券等の増によるもので、その内容は、次のとおりである。

○現金預金

一七億二〇七六万円
手持資金一六億九〇三五万円のほか、未償還放送債券(元本利札)三〇四一万円を含む。

○受信料未収金

一億八八〇五万円
これは、当年度末の受信料未収額七億七四九万円から、翌年度における徴収不能見込額五億八四四万円を欠損引当金として差引計上したものである。

○委託修理業務用物品

八八五万円
これは、放送法第九条第二項により行っている受信機の委託修理用部品のほか、受信者への実費頒布用受信障害防止器の当年度末棚卸額である。

○貯蔵品 七〇五五万円
フィルム・印刷紙、その

他事務用備品、消耗品の当年度末棚卸額である。

○前払費用 二九一七万円

スタジオおよび事務室借上料、長期借入金利、外国図書購読料等の未経過分で、翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産

一五億二四八五万円
これは、主として、建物賃借保証金、電々債券及び国際放送関係政府交付金の未収分等である。

イ 固定資産

当年度末の固定資産は、前年度末に比し、建設による増は、七億五一六九万円であるが、当年度減価償却引当金二七億一三八六万円、その他増減の結果、四九億九一九一萬円の増で、二〇九億八九七一万円となつた。
上記建設による増は、当年度の建設計画に基づき、主として八戸、名寄ほか一〇カ所の総合テレビ局の建設、富山、仙台ほか十五カ所の教育

テレビ局の建設、前年度にひきつづく広島、岡山、金沢等の各放送会館の建設、その他の放送設備関係機器の整備および局舎、宿舍の増改築等を実施したためであり、その資産別内訳は、次表のとおりである。

区分		金額
建物	建築	六億六六二万円
構築物	機械	一億九二八万円
機器	器具	八億三二〇万円
器具	什物	一億三六五万円
土地	地	三億〇九六万円
建設仮勘定	勘定	七億〇〇二万円
計		三九億九七二万円

(注1) 建物、構築物、機械、器具什物については、減価償却引当金を差し引いた額である。

(注2) 建設仮勘定は、主として、技術研究所、仙台放送会館、新潟放送会館等の建設工事等、当年度末において未完成のものである。

ウ 特定資産(減価用放資)

これは、放送法第四二条第三項により積み立てた放送債券償還のための資金であるが、前年度末に比し、七億六一九〇万円の増で、当年度末一七億八一三三万円となつた。

エ 繰延勘定

これは、すべて翌年度以降

録音装置借用権利の前払分である。

○放送債券発行差金

二億七二八〇万円
放送債券発行の際生ずる額面金額と売価額との差金および諸手数料等は、すべて償還期限に応じ、毎年度償却されているが、その未償却残額である。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末に比し、二七億五八〇三万円の増で、一四二億五八五八万円となつたが、その内容は、次のとおりである。

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末に比し、一億七五四七万円の減で、八億七六九〇万円となつたが、これは、主として、当年度末における建設機器関係未払金の減によるもので、その内容は、次のとおりである。

○未払金 七億四五一〇万円

これは、各種放送機器、真空管、物品購入代金の未払分および未償還放送債券

にわたり費用となるものであるが、その計上額は前年度末に比し一億四二九万円の増で、二億九一三五万円となつた。これは、主として放送債券発行差金の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○前払費用 一八五四万円
同舎賃借料、RCA光学

の元本、利札分等である。

○受信料前受金 四六一万円

これは、翌年度以降分の
受信料収納額である。

○その他の流動負債

一億二七二七万円

放送謝金、職員給与等の

源泉徴収所得税の仮受金、

集金委託の際の預り保証金
等である。

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前
年度末に比し、二九億三二五
〇万円の増で、一三三億八
六七万円となったが、その内
訳は、次表のとおりである。

区 分	三十四年度 末	三十五年度中 増 減	三十五年度 末	備 考
放送債券	五億五〇〇〇万円	四〇億	三億五〇〇〇万円	増は新規発行、 減は満期償還および 定時抽せん償還
長期借入金	三億		三億	
簡易保険局 借入	一億四〇〇〇万円	七億五〇〇〇万円	六億五〇〇〇万円	業務用宿舎建設 資金
銀行借入	一億九六六万円	三九	一億九六六万円	
住宅公団融資	四九億九千九百六十六円	七億五〇〇〇万円	四億九千九百六十六円	
計	一〇四億五〇〇〇万円	四〇億	一三三億八千六十七円	
固定負債合計	一〇四億五〇〇〇万円	四〇億	一三三億八千六十七円	

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末に比し、三八億
五五〇二万円の増で、一三三億
四六〇六万円となったが、その
内容は、次のとおりである。

足年度) から昭和三十四年度ま
でに固定資産化された三九億円
について、積立金から資本への
組入を行なった。
ア 資本
七億五五九一五五万円
旧法人からの承継資産およ
び再評価積立金三二億五九一

五万円の、積立金から三九億
円を組入れたものである。

イ 積立金

一二億七二七五万円
これは、前年度末残高二三
億八四四二万円に当年度繰入
高(昭和三十四年度末当期剰
余金)二八億五四六六万円、
その他固定資産増減等積立
金の増加高八七九一万円を加
え、他方、資本組入額三九億
円、その他固定資産除却損等
積立金の減少高一億五五二
四万円を差引いたものであ
る。

ウ 当期剰余金

三九億二二三六万円

三 損益計算書

事業収入三二四億三五五八万円
に対し、事業支出は二八五億一三
二二万円となり差引当期剰余金
は、三九億二二三六万円となつ
た。これを前年度決算に比較すれ
ば、事業収入は七二億七八二五万
円の増、事業支出は六二億一〇五
五万円の増となり、したがって、
当期剰余金は、一〇億六七七〇万
円の増となった。

つぎに、事業収入および事業支
出の内容は、次のとおりである。

(1) 事業収入

事業収入の増は、主として、
テレビ受信契約者の増加にとも
なり受信料の増によるものであ
るが、その内容は、次のとおり
である。

○受信料

ア ラジオ受信料

一二億三五八〇万円

前年度末決算に比し、一
五億五五九万円の減とな
り、有料受信者数は当年度
内において一六三万の減を
見、当年度末一一二万となつた。

イ テレビ受信料

一九七億九二〇七万円

前年度末決算に比し、八
七億四一六四万円の増とな
つたが、これは主として八
戸、名寄、新居浜、若松、
宮崎等のテレビジョン放送
局開設によるサービス・エ
リアの拡大と、テレビ施設
の改善をはかり、受像効果
を高めるとともに他方、放

送番組の拡充および事業の
周知につとめたためであ
る。

すなわち、有料受信者数
は当年度内において二七一
万の増を見、当年度末六八
四万となった。

○交付金収入

一億一六〇〇万円

これは国際放送交付金九八
一〇万円、海外放送受信業務
受託経費一二六〇万円等で、
前年度決算に比し、七四二万
円の増となった。

○雑収入

二億九一六九万円

これは、預金利息一億三〇
八五万円、役務収入一二六五
万円のほか、不用品処分代
金、対部外技術協力経費の受
入れ、受信機委託修理工料等
で、前年度決算に比し、三四
七八万円の増となった。

(2) 事業支出

上記収入財源をもつて、当
年度事業計画に基づき、事業の推
進に積極的努力を払ったが、そ
の内容は、次のとおりである。

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号

日本放送協会昭和三十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 公有林野の整備拡充に關する請願（二件）外十七件

二五〇

○事業費

二二七億八四八万円
これを人件費、物件費別に

前年度決算と比較すれば、次のとおりである。

人 物 事 業	件 件 費 費 合 計	區 分	當 年 度 決 算	前 年 度 決 算 比
			七億三千三百円	一三億八四〇八万円増
			一五億四二五万円	三六億九〇九万円増
			三三億七四八六万円	五〇億七二七万円増

すなわち、これら事業費の

増は、テレビジョン放送時間の延長と番組内容の充実、報道取材網の拡充、国際放送の拡充、受信者普及開発の促進、研究機関の強化、設備、受信契約者等の増に伴う人件費、運用費の増等によるものである。

○減価償却費

二七億一三八六万円

これは、建物、構築物、機械、器具什器等の償却費で、

前年度決算に比し、六億一九
三万円の増となつた。これ
は、建設工事の急速な進展に
伴う償却資産の増によるもの
である。

○関連経費

二〇億一四四七万円
これは、支払利息八億三
八三七万円、未収受信料欠損
償却五億八九四四万円、工
事特別雑損五億四〇七九万
円、放送債券発行差金償却四
二四一万円等で、前年度決算
に比し、五億三一四四万円の
増となつた。

四 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に
放送債券その他の資本収入ならび
に建設費、長期借入金および放送
債券の返還等の資本支出（建設費
から関連経費に振り替えた工事特
別雑損を除く）を加えた収支全額
についてみれば、収入総額三九三
億二七六四万円、支出総額三八二

値五〇九〇万円で、前期繰越収支
剰余金一九億二三九八万円をあわ
せ、後期繰越収支剰余金は、三〇
億七二万円である。

五
その他

協会の経理体系については、テレビジョン受信者の急速な発展に伴ない従来のようなラジオ・テレビジョンの経理を区分することからくる事務の煩さ、非能率等を解消し、さらに事業計画の強力な実施と今後の企業伸展に即応するため、昭和三十五年度から経理区分の撤廃を目途としてその合理化を図った。

(注 一万円未満切捨)

〔伊藤顥道君登壇、拍手〕

○伊藤彌道君　ただいま議題となりま
した日本放送協会昭和三十五年財産
目録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書について、通信
委員会における審議の経過並びに結果
を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条の規定に基
づいて、会計検査院の検査を経て、内
閣より国会に提出されたものでありま
す。

日本放送協会の昭和三十五年度末の資産総額は二百六十六億四百余万円、負債総額は百四十二億五千八百余万円であります。

次に、三十五年度の損益計算は、事業収入総額三百二十四億三千五百余万円、事業支出総額二百八十五億一千三百余万円でありまして、差引三十九億二千二百余万円の剰余となっておりま
す。これらについての詳細は説明書によつてごらん願いたいと存じます。

本件に対する会計検査院の検査の結果報告は、「記述すべき意見はない」というのであります。

通信委員会は、本件について、郵政当局及び日本放送協会につき質疑を行ない、慎重審議の結果、多数をもつて、本件については、異議がないものと議決した次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件全部を問題に供します。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認め
ます。よつて本件は委員長報告のとおり
決せられました。

○副議長（重政廣徳君） 日程第二より第二十までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長櫻井志郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔櫻井志郎君登壇、拍手〕

○櫻井志郎君　ただいま議題となりま
した公有林野の整備拡充に関する請願
外三十四件について、農林水産委員会
における審査の経過と結果を報告いた
します。

委員会におきましては、これらの請願を審査の結果、いずれも願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第二十一及び第二十二の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。外務委員長岡崎真一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔岡崎真一君登壇、拍手〕

○岡崎真一君 ただいま議題となりました請願二件は、外務委員会において審査の結果、いずれも願意をおおむね受

当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第二十三より第二十九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君 ただいま議題となりました中小企業工場集団化に対する国庫補助融資率引き上げの請願外八件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会におきましては、慎重審査の結果、いずれも願意を妥協的なものと認め採択し、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第三十より第三十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。建設委員長木村福八郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 ただいま議題となりました請願十件につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

これらの請願は、いずれも国土の開発及び保全に関するものであり、願意をおおむね妥協と認め、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は全会一

致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第三十九より第四十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長村山道雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔村山道雄君登壇、拍手〕

○村山道雄君 ただいま議題となりました請願六件は、いずれも恩給共済関係のものでありまして、内閣委員会におきましては願意妥協と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

昭和三十七年九月一日 参議院會議録第九号 恩給法第七十五条第三号に規定する扶助料受給者の特別加給に關する請願(三件)外三件

これらの請願は委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十八分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君	議員 森 八三一君	議員 淡谷 邦彦君
副議長 重政 庸徳君	議員 長谷川 仁君	議員 林 堀君
	議員 鬼木 勝利君	議員 石田 次男君
	議員 野知 浩之君	議員 園木 登君
	議員 大竹平八郎君	議員 鈴木 一弘君
	議員 中尾 辰義君	議員 森部 隆輔君
	議員 青田源太郎君	議員 赤間 文三君

加賀山之雄君	北條 簡八君	山下 春江君	武藤 常介君	井上 清一君	岡村文四郎君	白井 勇君	占部 秀男君
増原 恵吉君	鈴木 恭一君	館 哲二君	佐藤 芳男君	加藤 武徳君	駒木 亨弘君	鈴木 壽君	光村 甚助君
堀本 宜実君	奥 むめお君	青柳 秀夫君	平島 敏夫君	小林 武治君	高野 一夫君	大河原一次君	村松 久義君
高瀬莊太郎君	柏原 ヤス君	田中 茂徳君	堀 末治君	吉武 恵市君	高橋 衛君	宮澤 喜一君	大和 与一君
上原 正吉君	古池 信三君	藤野 繁雄君	新谷寅三郎君	草葉 隆圓君	石原幹市郎君	大倉 精一君	椿 繁夫君
松平 勇雄君	最上 英子君	西郷吉之助君	紅露 みつ君	小柳 牧衛君	中山 福蔵君	米田 勲君	斎藤 昇君
市川 房枝君	小林 篤一君	木内 四郎君	杉原 荒太君	杉浦 武雄君	林屋龜次郎君	下村 定君	湯澤三千男君
小平 芳平君	岡崎 真一君	小沢久太郎君	大野木秀次郎君	郡 祐一君	安井 謙君	手島 栄君	田中 一君
三木與吉郎君	村上 義一君	寺尾 豊君	植竹 春彦君	高橋進太郎君	青木 一男君	藤原 道子君	木村禰八郎君
佐藤 尚武君	野田 俊作君	黒川 武雄君	西川甚五郎君	鹿島守之助君	木村篤太郎君	永岡 光治君	松澤 兼人君
木暮武太夫君	太田 正孝君	井野 碩哉君	日高 廣為君	迫水 久常君	野本 品吉君	阿具根 登君	岩間 正男君
笹森 順造君	中上川アキ君	大谷 賛雄君	上林 忠次君	矢山 有作君	野々山一三君	須藤 五郎君	鈴木 市蔵君
二木 謙吾君	山崎 育君	田中 啓一君	野上 進君	柳岡 秋夫君	村山 道雄君	小林 武君	松本 賢一君
丸茂 重貞君	源田 実君	温水 三郎君	木島 義夫君	島島徳次郎君	瀬谷 英行君	佐野 芳雄君	杉山善太郎君
栗原 祐幸君	熊谷太三郎君	岸田 幸雄君	谷村 貞治君	稲葉 誠一君	吉田忠三郎君	高山 恒雄君	中村 順造君
久保 勘一君	川野 三曉君	山本 杉君	川上 為治君	渡辺 勘吉君	櫻井 志郎君	安田 敏雄君	千葉千代世君
天竺 良吉君	石谷 憲男君	米田 正文君	谷口 慶吉君	田中 清一君	林 虎雄君	永末 英一君	基 政七君
植垣弥一郎君	井川 伊平君	徳永 正利君	北畠 教真君	豊瀬 禎一君	鶴園 哲夫君	北村 暢君	横川 正市君
鹿島 俊雄君	村上 春蔵君	金丸 富夫君	前田佳都男君	佐野 廣君	後藤 義隆君	鈴木 強君	阿部 竹松君
仲原 善一君	中野 文門君	松野 孝一君	柴田 栄君	林田 正治君	山本伊三郎君	藤田藤太郎君	相澤 重明君
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君	大谷藤之助君	江藤 智君	武内 五郎君	柴谷 要君	田上 松衛君	向井 長年君
竹中 恒夫君	鈴木 万平君	稲浦 鹿蔵君	石井 桂君	小柳 勇君	大矢 正君	伊藤 顯道君	秋山 長造君
西田 信一君	鍋島 直紹君	吉江 勝保君	塩見 俊二君	横山 フク君	前田 久吉君	久保 等君	藤田 進君

加瀬 完君	田畑 金光君
岡 三郎君	成瀬 輔治君
中田 吉雄君	中村 正雄君
村尾 重雄君	千葉 信君
近藤 信一君	加藤シヅエ君
岡田 宗司君	松本治一郎君
吉田 法晴君	羽生 三七君
國務大臣	
内閣總理大臣	池田 勇人君
外務大臣	大平 正芳君
大藏大臣	田中 角榮君
郵政大臣	手島 榮君
國務大臣	宮澤 喜一君
政府委員	
總理府總務長官	徳安 實藏君
經濟企画政務次官	館林三喜男君
農林政務次官	大谷 實雄君
通商産業政務次官	上林 忠次君
労働大臣官房長	松永 正男君
建設政務次官	松澤 雄蔵君

昭和三十七年九月一日 参議院会議録第九号

二五四

昭和三十一年第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し、原稿紙は二十円)
(送料別)

発行所
東京都新宿区市谷本村町五番地
大蔵省印刷局 一課課
電話 東京 三三三(代)